

基本を
おさえる
事例演習

徹底
チェック
刑法

COMPLETE CHECK
CRIMINAL LAW

嶋矢貴之
小池信太郎
品田智史
遠藤聡太

Appendix

05

電子計算機使用詐欺罪に関する新最高裁判例
(最決令和6・7・16)等について

:第31講 詐欺罪・恐喝罪 事例4・5(本書218~221頁)
に関する補足

有斐閣

ISBN978-4-641-13954-1

©Takayuki Shimaya, Shintaro Koike, Satoshi Shinada, Sota Endo.

概 要

電子計算機使用詐欺罪に関し、学習しておきたい最判令和 6・7・16 刑集 78-3-113（不正に入手した秘密鍵による暗号資産の移転）、広島高判令和 6・6・11LEX/DB25620093（誤振込金の送金）が出ているので、本書第 31 講で紙幅の都合上触れられなかった本罪の基本的理解や基本判例（最決平成 18・2・14 刑集 60-2-165〔窃取したクレジットカードによる電子マネーの取得〕）と併せて、補足する。

説 明

電子計算機使用詐欺罪（刑 246 条の 2）は、①人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報もしくは不正な指令を与えて財産権の得喪もしくは変更に係る不実の電磁的記録を作ること又は②財産権の得喪もしくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供することにより、財産上不法の利益を得、又は他人に得させる行為を処罰する。

①の典型例は、X が不正に入手した A のキャッシュカードや暗証番号等を ATM やインターネットバンキングで使用し、A の口座から X の口座等に振込送金する場合である（本書 220 頁事例 5(1)(ウ)）。そうした不正送金を、X が銀行窓口で A になりすますなどして行えば詐欺罪（刑 246 条 2 項）に当たる（窓口で現金を引き出せば詐欺罪〔刑 246 条 1 項〕に当たる〔同事例 5(1)(ア)〕）が、ATM やインターネットバンキングでは、窓口ならば人（係員）が行う判断を電子計算機が代行しており、人を欺く行為を観念できないため、同罪の要件を満たさない（また、ATM で現金を引き出せば窃盗罪〔刑 235 条〕に当たる〔同事例 5(1)(イ)〕が、振込送金では同罪は成立しないと解されている）。そのことにより生じる処罰の間隙を埋めるべく、昭和 62 年に電子計算機使用詐欺罪が導入された。本罪にいう「虚偽の情報」は、当該システムで予定される事務処理の目的に照らし、その内容が真実に反する情報をいう。預金のシステムは、取引は権限者にしかなしえないことを前提に、権限者であることの確認のためにキャッシュカードの挿入や暗証番号の入力を求めるところ、そうした事務処理の目的に照らし、X の送金は、「権限者である A が送金する」という意味の「虚偽の情報」を与える行為に当たる（入力した暗証番号がそれ自体正しいかは問題ではない）。これにより残高記録を変動させ、財産権の得喪変更に係る不実の電磁的記録を作り、財産上の利益を得た*ものとして、本罪の成立が認められる**。

* 2 項強盗罪（刑 236 条 2 項）では、当該行為により行為者が財産上の利益を得るといえるかが微妙な事例がしばしば問題になる（→本書 186 頁以下）のに対し、システム上の X の預金残高を増加させれば、事実上の利益（の排他的支配）の取得が当然に認められることとなる。

＊ ＊ 上記諸事例とは異なり、A から資金管理を委ねられるなどして口座の払戻権限を与えられている X が不正に費消する意図で引出し・送金すれば、預金の支配を通じて占有する A の金銭を着服する行為として、A に対する横領罪（刑 252 条 1 項）を構成する（→本書 232 頁事例 5 (2)）。この場合、銀行との関係では制約がない払戻権限を有する以上、詐欺罪・窃盗罪・電子計算機使用詐欺罪は成立しないと解されている。

このように、電子計算機使用詐欺罪の成否の検討においては、当該システムの目的の解釈や、それに照らして、行為者が電子計算機に与えた情報がいかなる意味を帯びるかの評価が重要となる。

そうした理解を前提に、判例の事例と本罪の成否の判断について要点を解説しよう。

事 例

(1) X は、窃取した A のクレジットカードの情報(名義人名[A], クレジットカード番号, 有効期限)を某出会い系サイトに入力送信して、同サイトで使用できる電子マネーを購入した。

(2) X は、A 社が保有する暗号資産(仮想通貨)NEM の秘密鍵を不正に入手し、これを用いて、A 社管理の NEM アドレスから、X が管理のアドレスに多額の NEM を移転させた。なお、NEM の取引では、トランザクション(取引処理)情報を送信元アドレスに紐づけられた秘密鍵で署名して送信すると、NEM のネットワークにおいて承認されてブロックチェーン(インターネット上の分散型台帳)に組み込まれて取引確定に至るが、その署名者が正規の権限者か否かを判別する技術的仕組みはない。銀行預金のように正規の権限者がシステム上記録されているわけでもなく、銀行に相当する管理者もいない。

(3) A 町職員の過誤により、X が B 銀行に開設していた(残高僅少であった)預金口座に多額の金銭が振り込まれた。ほどなくして、A 町に確認して事態を知った送金元銀行の依頼により B 銀行が組戻しの手続を準備する一方、A 町職員が X に接触して組戻しに応じることを求め、一緒に B 銀行支店に赴くこととなったが、X は支店前で入店を拒み、帰ってしまった。その後、X は、インターネットバンキングにより、上記振込金のほぼ全部をオンラインカジノの決済代行業者の口座に送金するなどした。

事例(1)は、前掲最決平成 18・2・14 の事例である。本決定は、X は「本件クレジットカードの名義人による電子マネーの購入の申込みがないにもかかわらず、本件電子計算機に同カードに係る番号等を入力送信して名義人本人が電子マネーの購入を申し込んだとする虚偽の情報を与え」て不実の電磁的記録を作り、電子マネーの利用権を取得して財産上不法の利益を得たものとして、本罪の成立を認めた。クレジットカードシステムでは、名義

人以外の使用は禁止されること（本書 218 頁参照）を前提に、名義人による使用であることの確認のために情報の入力が求められる。そうしたシステムの目的に照らして、X が入力した情報は、「名義人本人が電子マネーの購入を申し込んだ」という意味を帯び、これが真実に反するので「虚偽」と評価されることとなる（ここでも、カードの名義人名やカード番号等が正しいことは問題ではない）。

事例(2)は、前掲最判令和 6・7・16 の事例である（その後に本件 NEM を購入した被告人の犯罪収益等收受罪〔組織的犯罪処罰法 11 条〕の成立の前提として、X の行為の擬律が問題とされた）。電子計算機使用詐欺罪の成立を疑問視する立場は、NEM システムを、現金同様に事実上の占有者を権利者のように扱うことによる取引安全を図る見地から、秘密鍵保有者が正規の権限者であるかに関心を持たない（又は保有者＝権限者とみなす）ものと理解し、そうすると本件送信行為は、「秘密鍵保有者が取引をする」という以上の意味を持たず、虚偽性を帯びないという。他人から現金を盗んだ者が ATM で自己の口座に入金して残高を増やしても電子計算機使用詐欺罪にならないのとパラレルに考える余地があるのではないかということである。しかし、本判決は、秘密鍵による署名は「正規に秘密鍵を保有する者による NEM の取引であることの確認のために求められる」とした上で、その事情の下では、本件送信行為は、「正規に秘密鍵を保有する A 社が NEM の取引をする」との「虚偽の情報」を与えたものだとして、本罪の成立を肯定した。秘密鍵の署名者が権限者かを判別する技術的仕組みや、誰が権限者かを把握し、管理する銀行のような主体はなくとも、秘密鍵の正規の保有者だけが権限者であり、それ以外の者による取引を予定しないものとして NEM のシステムを理解し、それに照らして送信行為の意味を評価したものといえる。本決定に付された今崎幸彦裁判官の補足意見は、取引対象としての NEM への社会的信頼は、正規の秘密鍵保有者が秘密鍵の管理を通じて NEM を排他的に支配できることにより確保されている旨指摘するところ、上記のようなシステムの理解を支えるものといえることができる。

事例(3)は、前掲広島高判令和 6・6・11 の事例である。本件では、X 自身の口座からの送金であり、かつ、振込人の過誤による誤振込によっても受取人 X は銀行に対する預金債権を取得する（最判平成 8・4・26 民集 50-5-1267）ので、他人の口座からの不正送金事例等とは異なり、（真実は無権限者であるのに）権限者が送金する旨の「虚偽の情報」を与えたということとはできない。もっとも、最決平成 15・3・12 刑集 57-3-322 は、誤振込があったことを知れば組戻しに向けた措置をとる銀行実務によれば、払戻請求を受けた預金が誤振込に係るものかは銀行が直ちに支払いに応じるかを決める上で重要な事柄であり、受取人には信義則上の告知義務が認められるので、事情を秘して窓口で現金の払戻しを受ける行為は詐欺罪（刑 246 条 1 項）を構成するとしている（本書 221 頁）。この判例は、組戻しに向けた調査に関する銀行の利益を保護するため、誤振込により取得される受取人

の権利に重大な制約を付したものと理解できるところ、インターネットバンキングのシステムの事務処理目的にそうした制約を受けない権利行使のみを受け付けるということを取り込めば、それに照らし、告知義務に違反した状態での送金行為は、「重大な制約を受けない権利行使である」という意味での「虚偽の情報」の付与として、電子計算機使用詐欺罪を構成することとなる。窓口での払戻しであれば詐欺罪、インターネットバンキング(やATM)での送金であれば電子計算機使用詐欺罪という理解は、このようなロジックにより支えられうる(なお、ATMで現金を引き出す事例では窃盗罪〔刑235条〕の成否が問題であるところ、現金の占有移転が銀行の意思に反し「窃取」に該当する理由として、上記事情を考慮することになる)。

ただ、本件では、上記ロジックをそのまま使えるかが争われる事情として、前掲最決平成15・3・12の事案と異なり、Xの送金行為の前にB銀行は誤振込の経緯を事実上知っていたという特殊性もある。払戻請求を受けた銀行が経緯を知らない場合、振込人の過誤による誤振込ではなく銀行の過誤による誤発信・誤記帳であって受取人の預金債権の成立が否定される可能性を考慮する必要があるため、事実確認の利益の要保護性が高い。それに対し、本件B銀行はA町職員の過誤であることを把握し、Xに預金債権が成立したと判断できる状況だったとすると、B銀行の調査の利益を保護するためにXに告知義務を負わせることは正当化できないとみる余地もあり、弁護側はそうした主張を展開した。しかし、広島高裁は、預金債権は成立すると判断される場合にも、「関係者の共通理解の下で、組戻し手続その他紛争を生じさせない円滑な処理」を進める必要性や、「受取人が誤振込である旨認めている事実を踏まえ、組戻し手続に応じさせるための説得に時間をかけ」る判断もできることなどを踏まえ、Xが誤振込と認識している旨を告知する義務はなお否定されないとして、電子計算機使用詐欺罪の成立を肯定した。学説上は批判も強く、本件では弁護側による上告もなされており、最高裁の判断が注目される。

小池信太郎